

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
 - ・解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
 - ・市条例：奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第24号）
- 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- I 基本方針
II 人員基準
III 設備基準
IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I－1＊ 一般原則	指定障害者支援施設は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。	○「施設障害福祉サービス」＝「施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型」（ただし、奈良市内の指定障害者支援施設においては、生活介護のみ実施有り。）	☐	☐	基準省令第3条第1項	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。		☐	☐	基準省令第3条第2項	
	指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		☐	☐	基準省令第3条第3項	・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・体制の整備をしていることが分かる書類
	指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第3条第4項	
	指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第3条第5項	
I－2 暴力団の排除	事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-1* 従業者の員数	次に掲げる基準を満たしているか。 【生活介護】 ・医師（利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数） ・「看護職員」及び「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士＜令和6年度改正事項＞」及び「生活支援員」（各職種の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、1平均障害支援区分4未満の場合は「利用者の数を6で除した数以上」 2平均障害支援区分4以上5未満の場合は「利用者の数を5で除した数以上」 3平均障害支援区分5以上の場合は「利用者の数を3で除した数以上」） ・看護職員（生活介護の単位ごとに1以上） ・生活支援員（生活介護の単位ごとに1以上）（うち1人以上は常勤） ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士＜令和6年度改正事項＞（利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、当該訓練を行うために必要な数（これらの確保が困難な場合は、代わりとして、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として配置することができる。）） ・サービス管理責任者（利用者の数が60以下の場合は「1以上」、利用者の数が61以上の場合は「1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」）（うち1人以上は常勤） ※生活介護の単位とは…生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ●【解釈通知第2-2(3)】用語の定義（「常勤」について） 常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●サービス管理責任者＝「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」	○「看護職員」＝「保健師、看護師又は准看護師」 常勤換算数の算出方法は以下のとおり A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間） B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間） C $A \div B =$（ 人）小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝（ 人） 資格証の写し等が事業所で保管されているか。 【減算適用】 ・「看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員」について指定基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算有り。 ・サービス管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、サービス管理責任者欠如減算有り。 ・看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合は、医師未配置減算有り。	☐	☐	基準省令第4条第1項第1号、第2項	【基準省令第4条第1項第1号】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 【基準省令第4条第2項】 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	次に掲げる基準を満たしているか。 【施設入所支援】 ・生活支援員（施設入所支援の単位ごとに、利用者の数が60以下の場合は「1以上」、利用者の数が61以上の場合は「1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」） ・サービス管理責任者（昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねる） ※施設入所支援の単位とは…施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ●【解釈通知第3-1(1)6ア】施設入所支援については、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供することから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。 ●【解釈通知第2-2(5)】生活介護における「前年度の平均値」は、前年度の利用者延べ数（生活介護サービス費において、所要時間5時間未満までの報酬を算定している利用者は、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上7時間未満までの報酬を算定している利用者は、利用者数に4分の3を乗じて得た数。）を開所日数で除して得た数とする。＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 ・夜勤を行う生活支援員の配置基準を満たしていない場合は、夜勤職員欠如減算有り。 ・管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合や常勤でない場合には、栄養士未配置減算有り。	□	□	基準省令第4条第1項第6号、第2項	【基準省令第4条第1項第6号】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 【基準省令第4条第2項】 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
	指定障害者支援施設の従業者は、生活介護又は施設入所支援の単位ごとに、専ら生活介護又は施設入所支援の提供に当たる者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。		□	□	基準省令第4条第3項	・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
Ⅱ-2* 管理者	指定障害者支援施設は、常勤の管理者を置いているか。	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を把握しているか。	□	□	市条例第6条	【基準省令第40条第1項より】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・管理者の雇用形態が分かる書類
Ⅱ-3* 従たる事業所を設置する場合における特例	指定障害者支援施設は、従たる事業所（主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所）を設置している場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者は除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であるか。		□	□	基準省令第5条の2第2項	・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－１＊ 設備	次に掲げる設備を事業所に設けているか。 ・訓練・作業室（利用者１人当たりの床面積は、機械器具等を除き、３㎡以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。） ・居室（定員４人以下、地階に設置していない、利用者１人当たりの床面積は９.９㎡以上（収納設備等を除く）、寝台又はこれに代わる設備を備える、プザー又はこれに代わる設備を備える） ・食堂（食事の提供に支障がない広さ、必要な備品を備える） ・浴室（利用者の特性に応じたもの） ・洗面所（居室のある階ごとに設置、利用者の特性に応じたもの） ・便所（居室のある階ごとに設置、利用者の特性に応じたもの） ・相談室（室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設置） ・静養室（プライバシーを確保するための間仕切り等を設置） ・更衣室（プライバシーを確保するための間仕切り等を設置） ・廊下幅（幅１.５㎡以上、ただし中廊下は幅１.８㎡以上。廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。） ・多目的室その他運営に必要な設備 ※相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に当たって支援に支障がない範囲で、兼用できる。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	基準省令第６条第１項、第２項、第４項 市条例第８条	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】
Ⅲ－２ 居室等の安全性の確保	指定障害者支援施設の配置及び構造、設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものであるか。		☐	☐	市条例第７条	
Ⅳ－１＊ 内容及び手続きの説明及び同意	指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始に当たって当該利用申込者の同意を得ているか。 【解釈通知第３-３(ⅰ)】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	開所時間、職員の数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載を欠いていないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	☐	☐	基準省令第７条第１項	・重要事項説明書 ・利用契約書
	指定障害者支援施設は、社会福祉法第７７条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【社会福祉法第７７条】利用者との間で当該施設福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該事業の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 ・指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの内容 ・施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設障害福祉サービスの提供開始年月日 ・施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口		☐	☐	基準省令第７条第２項	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他利用者に交付した書面

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－2＊ 契約支給量の報告等	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときに、施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。		☐	☐	基準省令第8条第1項	・受給者証の写し
	●【解釈通知第3-3(2)1】受給者証記載事項 ・当該指定障害者支援施設の設置者及びその施設の名称 ・当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの内容 ・契約支給量 ・契約日等		☐	☐		
	契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。		☐	☐	基準省令第8条第2項	・受給者証の写し ・契約内容報告書
	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をした際は、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。		☐	☐	基準省令第8条第3項	・契約内容報告書
	受給者証記載事項の変更に際しては、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した際と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	基準省令第8条第4項	・受給者証の写し ・契約内容報告書
Ⅳ－3 提供拒否の禁止	指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。		☐	☐	基準省令第9条	
	●【解釈通知第3-3(3)】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・入院治療の必要がある場合 ・運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合		☐	☐		
Ⅳ－4 連絡調整に対する協力	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。		☐	☐	基準省令第10条	
Ⅳ－5 サービス提供困難時の対応	指定障害者支援施設は、生活介護に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		☐	☐	基準省令第11条第1項	
	指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。		☐	☐	基準省令第11条第2項	
Ⅳ－6＊ 受給資格の確認	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定されたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	最新の受給者証を確認しているか。	☐	☐	基準省令第12条	・受給者証の写し

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－7 介護給付費の支給の申請に係る援助	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者からの利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第13条第1項	
	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第13条第2項	
Ⅳ－8＊ 心身の状況等の把握	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	☐	☐	基準省令第14条	・アセスメント記録 ・ケース記録
Ⅳ－9＊ 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第15条第1項	・個別支援計画 ・ケース記録
	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第15条第2項	
Ⅳ－10＊ サービスの提供の記録	【当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受けない者について】 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。 ●【解釈通知第3-3(11)1ア】サービスの提供の記録事項（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受けない者について） ・当該施設障害福祉サービスの提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項等	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	基準省令第17条第1項	・サービス提供の記録
	【当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者について】 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 ●【解釈通知第3-3(11)1イ】サービスの提供の記録事項（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者について）は、当該記録を適切に行うことができる場合においては、提供日等について後日一括して記録することも差し支えない。	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	基準省令第17条第2項	
	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。		☐	☐	基準省令第17条第3項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－11 施設障害福祉サービス事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。		☐	☐	基準省令第18条第1項	
	指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、次に掲げる支払については、この限りではない。 【生活介護及び施設入所支援共通】 ・利用者負担額 ・指定障害福祉サービス等費用基準額（法定代理受領を行わない場合） 【生活介護の場合】 ・食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、日用品費、その他の日常生活費（Ⅳ－12「利用者負担額等の受領」における取扱をすること。） 【施設入所支援の場合】 ・食事の提供に要する費用及び光熱水費、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用、被服費、日用品費、その他の日常生活費（Ⅳ－12「利用者負担額等の受領」における取扱をすること。）		☐	☐	基準省令第18条第2項	
Ⅳ－12＊ 利用者負担額等の受領	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第19条第1項	・請求書 ・領収書
	指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第19条第2項	
	指定障害者支援施設は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 【生活介護及び施設入所支援共通】 ・利用者負担額 ・指定障害福祉サービス等費用基準額（法定代理受領を行わない場合） 【生活介護の場合】 ・食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、日用品費、その他の日常生活費 【施設入所支援の場合】 ・食事の提供に要する費用及び光熱水費、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用、被服費、日用品費、その他の日常生活費	領収証の控え等は事業所で保管しているか。 ○「その他の日常生活費」＝「食事の提供に要する費用等のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」	☐	☐	基準省令第19条第5項	・領収書

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害者支援施設は、次に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 【生活介護の場合】 ・食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、日用品費、その他の日常生活費 【施設入所支援の場合】 ・食事の提供に要する費用及び光熱水費、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用、被服費、日用品費、その他の日常生活費	重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。 その他の日常生活費については、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしているか。	□	□	基準省令第19条第6項	【基準省令第19条第6項】 ・重要事項説明書 【基準省令第19条第3項、第4項】 ・請求書 ・領収書
	●【基準省令第19条第3項第1号及び第3号、第4項】指定障害者支援施設は、利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。 【生活介護】 ・食事の提供に要する費用（「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（厚生労働省告示）」を参照） ・創作的活動に係る材料費 ・日用品費 ・その他、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（●【解釈通知第3-3(13)3】具体的な範囲については「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。） 【施設入所支援】 ・食事の提供に要する費用及び光熱水費（「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（厚生労働省告示）」を参照） ・利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されてものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ・被服費 ・日用品費 ・その他、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（●【解釈通知第3-3(13)3】具体的な範囲については「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。）					
IV－13 利用者負担額に係る管理	【当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者について】 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が同一の月に指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知しているか。	○「利用者負担額合計額」＝「施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額から施設障害福祉サービス及び等が他の指定障害福祉サービス等につき障害者総合支援法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額」	□	□	基準省令第20条第1項	
	【当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受けない者について】 指定障害者支援施設は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知しているか。		□	□	基準省令第20条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－14＊ 介護給付費の額に係る通知等	指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。		☐	☐	基準省令第21条第1項	・通知の写し
	指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。		☐	☐	基準省令第21条第2項	・サービス提供証明書の写し
Ⅳ－15 施設障害福祉サービスの取扱方針	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	○「施設障害福祉サービス計画」＝「施設障害福祉サービスに係る個別支援計画」	☐	☐	基準省令第22条第1項	
	指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。＜令和6年度改正事項＞				基準省令第22条第2項	
	●【<u>解釈通知第3-3(16)①</u>】利用者の意思決定の支援については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。＜令和6年度改正事項＞ ・本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 ・職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ・本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。		☐	☐		
	指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		☐	☐	基準省令第22条第3項	
	●【<u>解釈通知第3-3(16)②</u>】本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。 なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
	指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にもその改善を図っているか。		☐	☐	基準省令第22条第4項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－16＊ 施設障害福祉サービス計画の作成等	指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	【減算適用】 施設障害福祉サービス計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合は、個別支援計画未作成減算有り。	☐	☐	基準省令第23条第1項	・個別支援計画 ・サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行うとともに、 <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ令和6年度改正事項</u> 、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 この場合において、サービス管理責任者は、 <u>地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。＜令和6年度改正事項＞</u>	○「アセスメント」＝「利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握」	☐	☐	基準省令第23条第2項	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	<u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。＜令和6年度改正事項＞</u>		☐	☐	基準省令第23条第3項	
	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。		☐	☐	基準省令第23条第4項	・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録
	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる事項を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期 ・施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等 この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 ●【解釈通知第3-3(17)2】サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含め、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。	サービス等利用計画の期限が切れていないか等、サービス等利用計画との整合性を確認しているか。（ただし、サービス等利用計画の丸写しとならないように注意。） アセスメントシート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第23条第5項	・個別支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類
	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、 <u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに＜令和6年度改正事項＞</u> 、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。 ●【解釈通知第3-3(17)②ア】個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、やむを得ない場合については、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。＜令和6年度改正事項＞	施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議記録を作成しているか。	☐	☐	基準省令第23条第6項	・サービス担当者会議の記録
	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。		☐	☐	基準省令第23条第7項	・個別支援計画

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者＜令和6年度改正事項＞に交付しているか。		☐	☐	基準省令第23条第8項	・入所者に交付した記録 ・個別支援計画
	●【 <u>解釈通知第3-3(17)②ウ</u> 】サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた施設障害福祉サービス計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。	○「モニタリング」＝「施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントも含む。）」 モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第23条第9項	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	●【 <u>解釈通知第3-3(17)②エ</u> 】モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
Ⅳ－17＊ サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行い、特段の事情のないかぎり、次に掲げる方法により行っているか。 ・定期的に利用者に面接すること ・定期的にモニタリングの結果を記録すること		☐	☐	基準省令第23条第10項	・モニタリング記録 ・面接記録
	施設障害福祉サービス計画の変更に際しては、施設障害福祉サービス計画の作成と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	基準省令第23条第11項	・基準省令第23条第2項から第7項に掲げる確認資料
	サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。		☐	☐	基準省令第24条第1項第1号	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	サービス管理責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第24条第1項第2号	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・サービス提供の記録
	サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。		☐	☐	基準省令第24条第1項第3号	・他の従業者に指導及び助言した記録
	サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第24条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－18 地域との連携等	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第24条の2第1項	
	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。 ○「地域連携推進会議」＝「利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会」	☐	☐	基準省令第24条の2第2項	
	指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(19)(3)】居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならない。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第24条の2第3項	
	指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議に係る報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(19)(4)】地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第24条の2第4項	
	地域連携推進会議の設置等を行わない場合は、指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(5)(5)】地域連携推進会議の設置等に代えて、外部評価等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存すること。	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第24条の2第5項	
IV－19 地域移行等意向確認担当者の選任等	指定障害者支援施設等は、地域移行等意向確認等を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(20)(1)】地域移行等意向確認等については、地域移行等意向確認担当者が中心となって、少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(20)(3)】地域移行等意向確認等に関する指針については、以下の内容を定めることが望ましい。＜令和6年度改正事項＞ ・地域移行等意向確認等の時期 ・地域移行等意向確認担当者の選任方法 ・地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制 ・地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容 ・地域の連携機関	※令和6年度改正事項については、令和8年3月31日までは努力義務。 【減算適用】 ・地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合及び地域移行等意向確認担当者を選任していない場合等は、地域移行等意向確認体制未整備減算有り。（令和8年3月31日までは適用しない。） ○「地域移行等意向確認等」＝「利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認」	☐	☐	基準省令第24条の3第1項	
	地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和8年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第24条の3第2項	
	地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和8年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第24条の3第3項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－20 相談等	指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第25条第1項	
	指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において、次に掲げるサービスの利用を希望する場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等、必要な支援を実施しているか。 ・生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型		☐	☐	基準省令第25条第2項	
Ⅳ－21＊ 介護	介護を、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	基準省令第26条第1項	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
	指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。		☐	☐	基準省令第26条第2項	
	指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第26条第3項	
	指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		☐	☐	基準省令第26条第4項	
	指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。		☐	☐	基準省令第26条第5項	
	指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。		☐	☐	基準省令第26条第6項	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
	指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		☐	☐	基準省令第26条第7項	・従業者名簿 ・雇用契約書 ・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
Ⅳ－22 訓練	指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。		☐	☐	基準省令第27条第1項	
	指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。		☐	☐	基準省令第27条第3項	
	指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。		☐	☐	基準省令第27条第4項	
Ⅳ－23 生産活動 【生活介護のみ】	指定障害者支援施設は、生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。		☐	☐	基準省令第28条第1項	
	指定障害者支援施設は、生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。		☐	☐	基準省令第28条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害者支援施設は、生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。		☐	☐	基準省令第28条第3項	
	指定障害者支援施設は、生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。		☐	☐	基準省令第28条第4項	
Ⅳ－24＊ 工賃の支払 【生活介護のみ】	指定障害者支援施設は、生活介護において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として支払っているか。	生産活動に係る事業に必要な経費以外（サービス利用料等）を、生産活動に係る事業の収入から、あらかじめ控除して利用者に工賃として支払うことは認められないので注意。	☐	☐	基準省令第29条第1項	・工賃支払記録 ・工賃支給規程 ・就労支援事業に関する会計書類（出納簿等）
Ⅳ－25 食事	【施設入所支援のみ】 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。		☐	☐	基準省令第34条第1項	
	【生活介護・施設入所支援共通】 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得ているか。		☐	☐	基準省令第34条第2項	
	【生活介護・施設入所支援共通】 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。		☐	☐	基準省令第34条第3項	
	【生活介護・施設入所支援共通】 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。		☐	☐	基準省令第34条第4項	
	【生活介護・施設入所支援共通】 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。		☐	☐	基準省令第34条第5項	
	【施設入所支援のみ】 ●【市条例第9条】食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。					
Ⅳ－26 社会生活上の便宜の供与等	指定障害者支援施設は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うことに努めているか。		☐	☐	基準省令第35条第1項	
	指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。		☐	☐	基準省令第35条第2項	
	指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保することを努めているか。		☐	☐	基準省令第35条第3項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－27 健康管理	指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。		☐	☐	基準省令第36条第1項	
	指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上、定期的に健康診断を行っているか。		☐	☐	基準省令第36条第2項	
Ⅳ－28＊ 緊急時等の対応	従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐	基準省令第37条	・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録
Ⅳ－29 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い 【施設入所支援のみ】	指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。		☐	☐	基準省令第38条	
Ⅳ－30 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ・利用者に係る金銭をその他の財産と区分する ・利用者に係る金銭を給付金の趣旨に従って用いる ・利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備する ・当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させる ●厚生労働大臣が定める給付金＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を参照	○「利用者に係る金銭」＝「利用者に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む）」	☐	☐	基準省令第38条の2	
Ⅳ－31 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき ・偽りその他不正な行為によって、介護給付費を受け、又は受けようとしたとき		☐	☐	基準省令第39条	
Ⅳ－32＊ 管理者による管理等	指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を配置しているか。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 ●【 <u>解釈通知第3-3(36)</u> 】 <u>管理上支障がないと言える場合は、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出動できる場合等である。＜令和6年度改正事項＞</u>		☐	☐	基準省令第40条第1項	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・管理者の雇用形態が分かる書類
	指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。		☐	☐	基準省令第40条第2項	・業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に障害者支援施設の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	基準省令第40条第3項	・従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等）
IV－33＊ 運営規程	指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。 - 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針 - 提供する施設障害福祉サービスの種類 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 - 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 - 提供する施設障害福祉サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 - 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 - サービスの利用に当たっての留意事項 - 緊急時等における対応方法 - 非常災害対策 - 対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） - 虐待防止のための措置に関する事項 - その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第3-3(37)1】従業者の員数は、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様。） ●【解釈通知第3-3(37)2】提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は、複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 ●【解釈通知第3-3(37)4】通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。 ●【解釈通知第3-3(37)5】サービスの利用に当たっての留意事項は、利用者側が留意すべき事項（入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。 ●【解釈通知第3-3(37)8】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。 - 虐待の防止に関する担当者の選定 - 成年後見制度の利用支援 - 苦情解決体制の整備 - 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） - 基準省令第54条の2第1項の規定による虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること ●【解釈通知第3-3(37)9】その他運営に関する重要事項は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。	【減算適用】 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間を含まない。）が6時間未満の場合は、開所時間減算有り。	☐	☐	基準省令第41条	・運営規程

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－34＊ 勤務体制の確保等	指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	記載項目が漏れていないか。			基準省令第42条第1項	・従業員の勤務表
	●【 <u>解釈通知第3-3(36)1</u> 】指定障害者支援施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業員については次に掲げる事項を明確にすること。 ・従業員の日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との兼務関係等		□	□		
	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。		□	□	基準省令第42条第2項	・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	指定障害者支援施設は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【 <u>市条例第10条</u> 】指定障害者支援施設は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業員にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	□	□	基準省令第42条第3項	・研修計画、研修実施記録
Ⅳ－35＊ 業務継続計画の策定等	指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		□	□	基準省令第42条第4項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
	●【 <u>解釈通知第3-3(38)4</u> 】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）					
Ⅳ－35＊ 業務継続計画の策定等	指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「 <u>感染症のまん延防止のための指針の整備</u> 」及び「 <u>非常災害に関する具体的計画</u> 」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）			基準省令第42条の2第1項	・業務継続計画
	●【 <u>解釈通知第3-3(39)2</u> 】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携		□	□		

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ●【解釈通知第3-3(39)3】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(39)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年2回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	基準省令第42条の2第2項	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		☐	☐	基準省令第42条の2第3項	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
IV-36 * 定員の遵守	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	【減算適用】 利用定員からの超過数次第では、定員超過利用減算有り。	☐	☐	基準省令第43条	・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
IV-37 * 非常災害対策	指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。		☐	☐	基準省令第44条第1項	・非常火災時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・通報・連絡体制 ・消防用設備点検の記録
	指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ●【市条例第11条第2項】指定障害者支援施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。		☐	☐	基準省令第44条第2項	・避難訓練の記録 ・消防署への届出
	指定障害者支援施設は、非常災害に備えるために定期的に行う避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第44条第3項	・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
	収容人数が10人以上で、避難が困難な障害者等を主として入所させる障害者支援施設においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的届出等を行っているか。		☐	☐	消防法第8条	

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－38＊ 衛生管理等	指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。		☐	☐	基準省令第45条第1項	・衛生管理に関する書類
	指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定障害者支援施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 ●【解釈通知第3-3(42)】特に、指定障害者支援施設は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じる必要がある。 ●【解釈通知第3-3(42)1ア】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成する。施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染症対策委員会は、運営委員会など指定障害者支援施設の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 ●【解釈通知第3-3(42)1ア】感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的に開催する必要がある。 ●【解釈通知第3-3(42)1イ】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」も踏まえて検討すること。 ・平常時の対策（施設内の衛生管理、日常の支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第3-3(42)1ウ】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業員に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも研修を行うこと重要である。なお、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(42)1エ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年2回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	基準省令第45条第2項	・衛生管理に関する書類 ・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－39 協力医療機関等	指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。		☐	☐	基準省令第46条第1項	
	指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。		☐	☐	基準省令第46条第2項	
	指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞	○「第二種協定指定医療機関」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関」 ○「新興感染症」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症」	☐	☐	基準省令第46条第3項	
	指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第46条第4項	
IV－40＊ 掲示	指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 ●【 <u>基準省令第47条第2項</u> 】指定障害者支援施設は、重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定障害者支援施設の見やすい場所への掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。 協力医療機関の事項は掲示されているか。	☐	☐	基準省令第47第1項、第2項条	・施設の掲示物又は備え付け閲覧物
IV－41＊ 身体拘束等の禁止	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	○「身体拘束等」＝「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」	☐	☐	基準省令第48条第1項	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ●【 <u>解釈通知第3-3(45)①</u> 】緊急やむを得ない理由については、 <u>切迫性、非代替性、一時性の3つの要件すべてを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。</u> ＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 <u>身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。</u>	☐	☐	基準省令第48条第2項	・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ●【解釈通知第3-3(45)2】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所に従事する幅広い職種により構成する。なお、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられる。また、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、身体拘束適正化検討委員会は、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(45)2】身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である<令和6年度改正事項>が、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。なお、<u>身体拘束適正化委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。</u><令和6年度改正事項> ●【解釈通知第3-3(45)3】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(45)4】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。	【減算適用】 基準省令第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合は、<u>身体拘束廃止未実施減算あり。</u>	□	□	基準省令第48条第3項	・委員会議事録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
Ⅳ－42＊ 秘密保持等	指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。		□	□	基準省令第49条第1項	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	□	□	基準省令第49条第2項	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いのか。	□	□	基準省令第49条第3項	・個人情報同意書

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－43＊ 情報の提供等	指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。		☐	☐	基準省令第50条第1項	・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	指定障害者支援施設は、当該障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。		☐	☐	基準省令第50条第2項	・事業者のＨＰ画面・パンフレット
	指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報に係る報告を奈良市に行っているか。	【減算適用】 奈良市障がい福祉課が情報公表事務に関する実施要領において定める期限までに、必要な情報の報告を行わなかった場合は、情報公表未報告減算あり。	☐	☐	障害者総合支援法第76条の3	
Ⅳ－44 利益供与等の禁止	指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		☐	☐	基準省令第51条第1項	
	指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		☐	☐	基準省令第51条第2項	
Ⅳ－45＊ 苦情解決	指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	基準省令第52条第1項	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第52条第2項	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第52条第3項	・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第52条第4項	・都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、必要があると認めるときに、都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第52条第5項	・都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害者支援施設は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。		☐	☐	基準省令第52条第6項	・都道府県等への報告書
	指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 ●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。		☐	☐	基準省令第52条第7項	・運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
IV－46＊ 事故発生時の対応	指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(49)】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。 1利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。また、事業所にＡＥＤを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 2事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 3事業者は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考にすること。	奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は障がい福祉課に提出すること。 事故には至らなかったが、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	☐	☐	基準省令第54条第1項	・事故対応マニュアル ・都道府県、市町村、家族等への報告記録
	指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第54条第2項	・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録
	指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	基準省令第54条第3項	・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－47＊ 虐待の防止	指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-3(50)1】虐待防止検討委員会の構成メンバーについては、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要である。なお、虐待防止検討委員会は、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(50)1】虐待防止検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(50)2】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ・施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 ・虐待発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(50)3】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(50)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」別紙2の別記2-4の3(3)の研修に参加することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算有り。 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。	□	□	基準省令第54条の2	・委員会議事録 ・研修を実施したことが分かる書類 ・担当者を配置していることが分かる書類
Ⅳ－48＊ 会計の区分	指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。		□	□	基準省令第55条	・収支予算書・決算書等の会計書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害者支援施設（生活介護又は施設入所支援を行う場合））（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－49＊ 記録の整備	指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	基準省令第56条第1項	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。 【施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録】 ・施設障害福祉サービスのサービス提供の記録 ・施設障害福祉サービス計画 ・基準省令第39条に規定する支給決定障害者に関する市町村への通知に関する記録 ・施設障害福祉サービスの提供に関する身体拘束等の記録 ・提供した施設障害福祉サービスに関する苦情の内容等の記録 ・施設障害福祉サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限（5年間）の記載が誤っていないか。	☐	☐	基準省令第56条第2項	・サービス提供の記録 ・施設障害福祉サービス計画 ・支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録